

農地中間管理事業の概要

農地集積バンク

農地中間管理機構

平成30年6月

公益社団法人 新潟県農林公社
新潟県

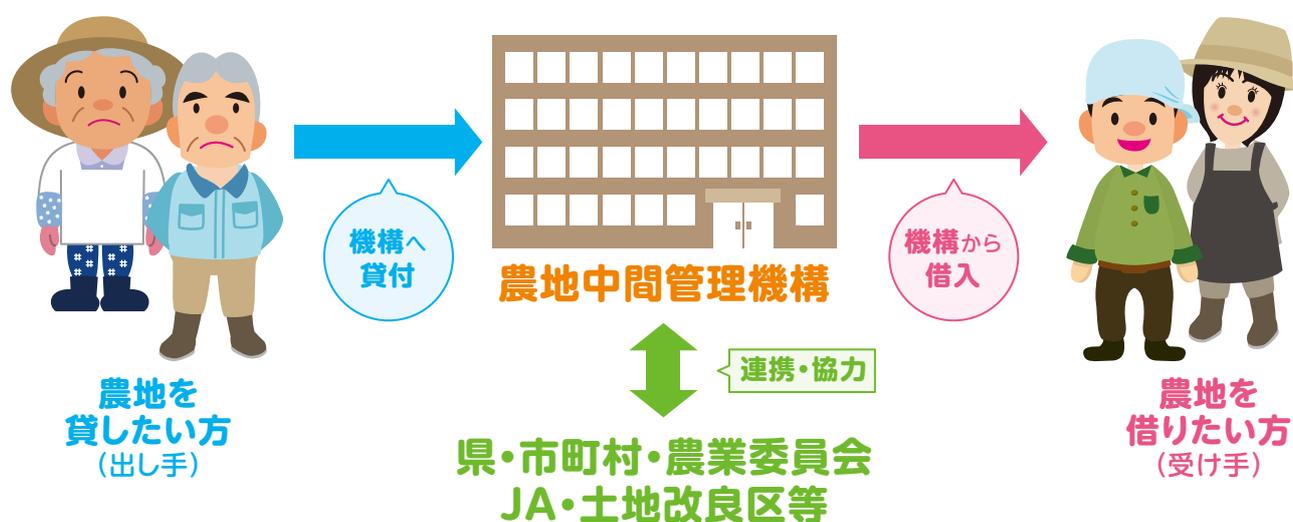
農地中間管理事業の仕組み



農地中間管理事業とは…

「農地中間管理事業」は、県知事が指定した農地中間管理機構（公益社団法人新潟県農林公社）が、農用地等を貸したい農家（出し手）から農用地等を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手（受け手）へ貸し付ける事業です。

農地中間管理事業の仕組み



対象となる農用地等

- 農業振興地域内にある農用地等であること。
- 再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等でないこと。
- 借受希望者の状況等から、農地中間管理機構からの貸付が確実に行われる見込みがあるもの。

借受者決定の基本原則

- ①人・農地プラン等の地域合意を最大限に配慮し、農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は耕地分散の解消につながること。
- ②既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- ③新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- ④地域農業の健全な発展につながること。

手数料について

出し手・受け手双方から、毎年、賃借料の0.5%を手数料としていただきます。

農地中間管理事業の流れ



農地を貸したい場合

貸付希望農地の受付

- 機構(業務委託先^{*})にて受け付けます。
- 貸付希望農用地等の登録申請書を提出してください。
※市町村、JA等(最終ページ参照)

貸付希望者のリスト化

- 機構(業務委託先)において、貸付希望者をリスト化します。

貸借の協議

- 借り入れる際の条件等について、機構(業務委託先)と所有者で協議します。

貸借契約の締結

- 協議が整った農地について機構と貸借契約の手続きを行います。
- 契約手続きは、農用地利用集積計画の公告により行います。



農地を借りたい場合

借受希望者募集への応募

- 機構が行う借受希望者の募集に応募してください。
- 農用地等借受申込書を提出してください。

借受希望者のリスト化

- 機構(業務委託先)において、借受希望者をリスト化します。
- リストは機構ホームページにおいて公表されます。

貸借の協議

- 貸し付ける際の条件等について、機構(業務委託先)と借受希望者で協議します。

貸借契約の締結

- 協議が整った農地について機構と貸借契約の手続きを行います。
- 契約手続きは、農用地利用配分計画の認可により行います。

農地中間管理事業活用のメリット



出し手 農家の メリット

- ① 公的機関が農地を預かるので安心です。
- ② 機構が確実に賃料を支払います。
- ③ 契約期間の終了時に農地は確実に戻ります。
- ④ 相続税や贈与税の納税猶予を受けている場合、所定の手続きにより納税猶予が継続されます。
- ⑤ 要件を満たせば、機構集積協力金の交付が受けられます。
- ⑥ 要件を満たせば、固定資産税の軽減措置が受けられます。

受け手 農家の メリット

- ① 農地の集積・集約化により、農作業の効率化と生産コストの低減が図られます。
- ② 借りる農地の所有者が複数いる場合でも、賃料は機構への一括支払いで済みます。

● 機構集積協力金

地域に対する支援 (地域集積協力金)

1. 交付対象者

市町村の「地域」

※「地域」とは、集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域のこと。

2. 交付要件

「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること。

※毎年度一定時点で判断

3. 交付単価

地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価を機構への貸付面積に乗じた金額を交付

(使い方は地域の判断)

2割超5割以下: 1万円/10a

5割超8割以下: 1.4万円/10a

8割超 : 1.8万円/10a

個々の出し手に対する支援

経営転換・リタイアする 場合の支援 (経営転換協力金)

1. 交付対象者

機構に貸し付けることにより

- 経営転換する農業者
- リタイアする農業者
- 農地の相続人

2. 交付要件

- 全農地を10年以上機構に貸付け
- かつ、農地が機構から受け手に貸し付けられること。
(集落営農と特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象)

3. 交付単価

2.5万円/10a

(ただし、40a未満下限10万円、280a以上上限70万円)

農地の集積・集約化に 協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)

1. 交付対象者

機構の借受農地等に隣接する農地(交付対象農地)を

- 自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者
- 所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者

2. 交付要件

- 交付対象農地を10年以上貸付け
- かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること。

3. 交付単価

5千円/10a

※各協力金については、予算の範囲内で交付

● 固定資産税の軽減措置

【対象者】

所有する全ての農地(10a未満の自作地を除く)を、新たに、まとめて、機構に10年以上の期間で貸し付けた者

【課税軽減の手法】

新たに機構に貸し付けた農地に係る固定資産税を以下の期間中1/2に軽減する。

① 15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間

② 10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間

ほ場整備を契機とした 集積・集約化の事例

わか やま うえ の しん
【関川村若山上野新地区】

地区の 特徴

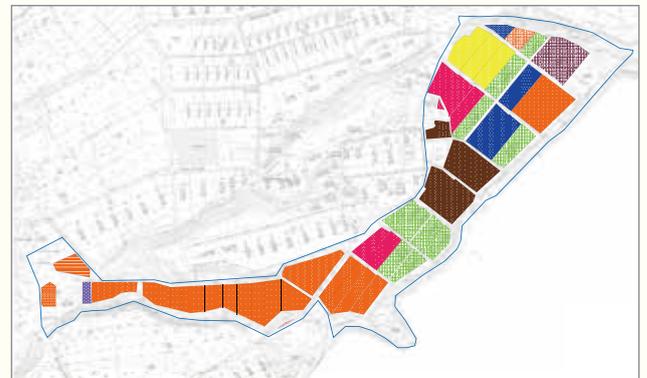
- 中山間地に位置し、水稻が中心だが、えだまめ、長ねぎを栽培する地域。
- 農地が分散錯綜している状態。担い手はいるものの、地区内の経営体のほとんどが60代から70代と高齢化が進行。
- 平成26年から県営経営体育成基盤整備事業を実施しており、10a区画から30a区画へ拡大。

取組の ポイント

- ほ場整備を契機に地域での話し合いを重ねることで、農地の集積・集約化に対する意識の醸成を図った。
- 農地所有者の農地貸付希望を聴取し、白地図にその意向を落とし込んだことで、集積・集約化の検討が円滑に進んだ。



活用前



活用後

機構活用による 成果

- 担い手への集積面積(集積率)は、
17.5ha(85%) → 19.9ha(96%)まで増加。
- 当該地区における経営体の平均面積は、
0.8ha/経営体 → 2.3ha/経営体へ拡大。

活用者の声



受け手

農地中間管理機構を活用することで、農地の集積・集約化が図られ、経営規模を拡大することができた。集約化によって、ほ場間の移動時間が短くなり、農作業負担が軽減された。

ほ場整備の導入検討を契機とし 農地利用最適化推進委員と連携した 集積・集約化の事例

はす がた
【聖籠町蓮潟地区】

地区の 特徴

- 水稻を中心に営農を営む平坦な地域。
- 地区内経営体のほとんどが60代から70代と高齢化が進行しており、担い手の育成が急務。
- 高齢化に伴う農地の遊休化の懸念や、耕地の分散により担い手農家の作業効率が悪いなどの課題が存在。

取組の ポイント

- 農業委員、農地利用最適化推進委員で地区割を決め、集落内の話合いのけん引役となり、ほ場整備の実施と併せて、農地利用最適化に向けた検討を進めた。
- 聖籠町と聖籠土地改良区とで連絡を密に取り、機構を活用した農地の集積・集約化に取り組んだ。



活用前(地区の一部)



活用後(地区の一部)

機構活用による成果

- 担い手への集積面積(集積率)は、**125ha(52%) → 182ha(75%)**まで増加。
- 当該地区における経営体の平均団地面積は、**0.2ha/団地 → 0.5ha/団地**へ拡大。

活用者の声



出し手

経営転換協力金は、経営転換の機会として大きく作用した。



受け手

地域集積協力金をほ場整備の推進費として活用できることはメリットが大きい。

法人設立を契機とした 担い手同士の話し合いによる 集積・集約化の事例

まき やま まち
【長岡市槇山町地区】

地区の 特徴

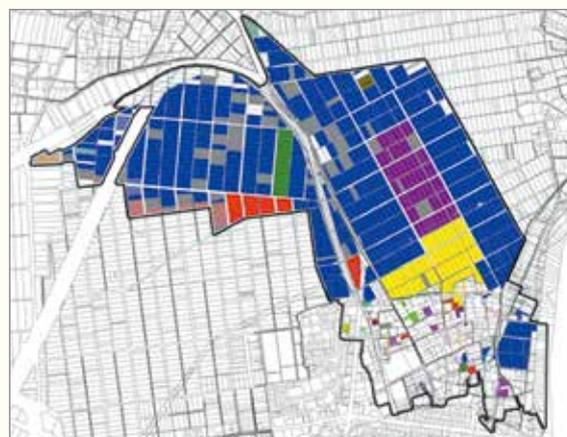
- 平場に位置し、狭小な10a区画の農地で水稻を中心に作付する地区。
- 地区内の農家27人のほか、地区外の担い手農家6人が耕作。
- 担い手はいるものの、平均耕作面積が約2haと小さく、さらには縁故関係などにより、地区外の担い手も含めて相対で農地の集積を進めてきたため、経営農地が分散錯綜し、非効率な営農状況。

取組の ポイント

- 11人の担い手を含む20人が構成員となり法人を設立。
- 担い手同士の話し合いを開催し、耕作を希望するエリアを決定。その後、機構の活用に向けて、農地所有者を集めた説明会を開催し、合意を形成。
- 集約後は、農地所有者の合意のもとに畦抜きなどの簡易な基盤整備を実施。



活用前



活用後

機構活用による成果

- 担い手への集積面積(集積率)は、**51ha(62%)→75ha(91%)**まで増加。
- 当該地区における経営体の平均面積は、**2ha/経営体→6ha/経営体**へ拡大。

活用者の声



出し手

小作料が地域で統一されてよかった。地域の担い手が田んぼを管理してくれるので安心できる。



受け手

作業時間の短縮により、更なる規模拡大やきめ細やかな管理が可能になった。



県内の相談窓口

～最寄りの相談窓口へご相談ください～

公益社団法人新潟県農林公社
(新潟県農地中間管理機構)

☎025-285-8442

新潟県農林水産部地域農政推進課

☎025-280-5292

市町村	相談窓口業務委託機関・団体名	担当部課等	連絡先(TEL)
新潟市	新潟市	農林政策課	025-226-1768
	新潟市農業協同組合	営農販売課	025-270-2295
	新潟さつき農業協同組合(新潟市管内)	営農企画課	0250-25-1211
	新潟みらい農業協同組合(新潟市管内)	営農企画課	025-373-5124
	越後中央農業協同組合(新潟市管内) (公社)新潟市南区農業振興公社	営農企画課 事務局	0256-70-1540 025-372-5024
長岡市	長岡市農業再生協議会	農水産政策課	0258-39-2223
	越後ながおか農業協同組合	営農企画課	0258-35-1226
	越後さんとう農業協同組合(長岡市管内)	農政企画課	0258-41-2887
	にいがた南蒲農業協同組合(長岡市管内)	南営農センター	0258-61-2906
	柏崎農業協同組合(長岡市管内)	小国支店営農経済課	0258-95-2001
三条市	北魚沼農業協同組合(長岡市管内)	営農企画課	025-793-1770
	三条市農業再生協議会	農林課	0256-34-5511
柏崎市	柏崎農業協同組合(柏崎市管内)	営農企画課	0257-21-0220
新発田市	新発田市	農水振興課	0254-33-3108
	北越後農業協同組合	業務課	0254-26-7000
小千谷市	小千谷市	農業委員会	0258-83-3510
	越後おぢや農業協同組合	営農企画課	0258-83-3424
加茂市	にいがた南蒲農業協同組合(加茂市管内)	北営農センター 農業支援センター	0256-39-7633
十日町市	十日町市	農林課	025-757-3120
	十日町農業協同組合	営農企画課	025-757-1576
見附市	見附市	農林創生課	0258-62-1700
	にいがた南蒲農業協同組合(見附市管内)	南営農センター 農業支援センター	0256-61-2906
村上市	村上市農業再生協議会	農林水産課	0254-53-3369
燕市	燕市	農政課	0256-77-8242
	越後中央農業協同組合(燕地区)	燕営農センター	0256-66-2387
	越後中央農業協同組合(吉田地区)	吉田営農センター	0256-93-5257
糸魚川市	越後中央農業協同組合(分水地区)	分水営農センター	0256-97-2251
	糸魚川市	農林水産課	025-552-1511
妙高市	ひすい農業協同組合	営農部	025-552-6272
	妙高市	農林課	0255-74-0027
五泉市	えちご上越農業協同組合(妙高市管内)	農業対策課	025-527-2035
	五泉市	農林課	0250-43-3911
	新潟みらい農業協同組合(五泉市管内)	五泉グリーンセンター	0250-41-0002
上越市	新潟さつき農業協同組合(五泉市管内)	営農企画課	0250-25-1211
	上越市	農政課	025-526-5111
	えちご上越農業協同組合(上越市管内)	農業対策課	025-527-2035
	公益財団法人浦川原農業振興公社	事務局	025-599-3882
	公益財団法人大島農業振興公社	事務局	025-594-2856
	公益財団法人牧農林業振興公社	事務局	025-533-6763
阿賀野市	関川水系土地改良区(上越市管内)	業務課	025-522-5723
	阿賀野市	農林課	0250-61-2478
佐渡市	佐渡市	農業政策課	0259-63-5117
	佐渡農業協同組合	営農企画課	0259-63-3101
	(公財)羽茂農業振興公社	事務局	0259-88-3559
	国府川左岸土地改良区	事務局	0259-66-2123
	(公財)兩津産業振興公社	事務局	0259-24-1151
	金井土地改良区	事務局	0259-63-2883
	羽茂土地改良区	事務局	0259-88-2302
魚沼市	吉井土地改良区	事務局	0259-63-6490
	新穂土地改良区	事務局	0259-22-2009
南魚沼市	魚沼市農業再生協議会	農林課	025-799-3485
	南魚沼市	農林課	025-773-6663
	魚沼みなみ農業協同組合	普及指導課	025-777-3786
	しおざわ農業協同組合	営農課	025-782-1171
胎内市	五城土地改良区	事務局	025-775-3111
	胎内市	農業委員会	0254-43-0315
	胎内市農業協同組合	営農指導課	0254-43-3140
聖籠町	胎内川沿岸土地改良区	業務第1課	0254-43-3262
	聖籠町	産業観光課	0254-27-2111
弥彦村	北越後農業協同組合(聖籠町管内)	営農センター	0254-26-7000
	弥彦村	農業振興課	0256-94-1023
田上町	越後中央農業協同組合(弥彦村管内)	営農企画課	0256-70-1540
	田上町	産業振興課	0256-57-6225
阿賀町	にいがた南蒲農業協同組合(田上町管内)	北営農センター 農業支援センター	0256-39-7633
出雲崎町	阿賀町農業再生協議会	農林商工課	0254-92-5764
湯沢町	出雲崎町農業再生協議会	産業観光課	0258-78-2295
津南町	湯沢町	環境農林課	025-784-0291
刈羽村	津南町	地域振興課	025-765-3115
関川村	刈羽村	営農経済課	0257-45-2258
	関川村	農林観光課	0254-64-1447